在宅就業障害者支援制度のご案内

平成18年4月1日から
「障害者の雇用の促進に関する法律」の
一部が改正され、障害者雇用納付金制度に新たに
「在宅就業障害者特例調整金 及び
　在宅就業障害者特例報奨金の支給」
の制度が加えられました。

特例調整金・特例報奨金をご活用ください!!

特定非営利活動法人
NPO
在宅就労支援事業団
内閣府認証 厚生労働大臣登録4300001号

〒861-8019 熊本市東区下南部1丁目1番72号
TEL.096-213-0701 FAX.096-213-0702
E-mail：zeness-1@dance.ocn.ne.jp

請負型の在宅就業とは？

在宅での働き方には、企業と『雇用契約』に基づいた働き方と、雇用関係にとらわれない『請負契約』などによる働き方があります。請負契約などによる働き方は、障害により短時間で働く事が望ましい人、自分の体調に合わせた仕事の管理をしたい人等、従来のような企業との雇用契約による働き方では力を十分発揮する事ができない障害のある人にとって、働くチャンスが広がったと言えます。

一方、企業は雇用契約を結ばず仕事に応じて発注する事ができるため、オフィスコスト・人件費・通勤コストなどが節減できると言えます。

今般改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（医科「障害者雇用促進法改正法」といいます）では、施策のひとつとして「在宅就業障害者支援制度」を創設しました。これは企業と雇用関係を結ばずに在宅で働く障害者（在宅就業障害者）に対して企業が積極的に仕事を発注する事を奨励するもので、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して特例調整金・特例報奨金を支給する事としています。

在宅就業支援団体を介した受発注の仕組みについて

「在宅就業障害者支援制度」では、企業が在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合についても特例調整金等の支給対象とする事になりました。

在宅就業支援団体は、企業などからの「ホームページを作りたい」「データ入力して欲しい」「文書の封入作業をして欲しい」など様々な仕事を請け負い、在宅就業障害者に割り振りをします。そして在宅就業支援団体は、在宅就業障害者から納品された仕事を確認したうえで、請け負った仕事を企業などへ納品します。

これまで障害のある人に仕事を発注する機会がなかった企業などにとって、在宅就業支援団体を活用する事により、安心して仕事を発注する機会を得る事ができると言えます。

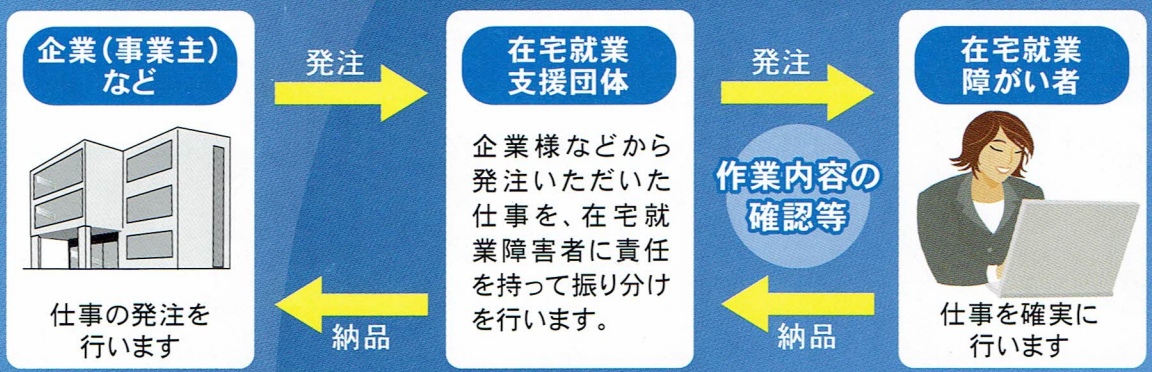

【主な依頼内容】宛名書きやラベル貼り、手提げ袋作成、封入作業やデータ入力など、幅広いご要望にお応えしております。

雑貨等の作成

婚礼袋の作成

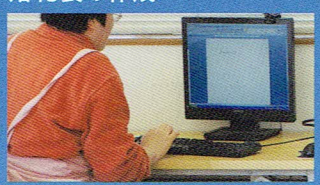
文字入力作業

製品の検品作業

在宅就業障がい者への仕事の発注方法について

企業から在宅就業障がい者への発注方法としては二つのパターンがあります

企業が在宅就業障がい者へ直接発注する場合

在宅就業障がい者が事業主に対して品質・納期について、自ら責任を担う形態です。

企業が「在宅就業支援団体」を介して在宅就業障がい者へ発注する場合

当該団体が発注元の企業と在宅就業障がい者との間に立ち、障がい者に対しては仕事の発注を行い、事業主に対しては、納期・品質に対する保証を担う役割を果たす形態です。

制度の対象となる就業場所（自宅以外）

●在宅就業支援団体を通じて発注を行った場合については、事業主の事業所を含みます。
●障がい者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所。

制度の対象となる業務

●物品の製造・役務の提供、その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

特定非営利活動法人　在宅就労支援事業団　内閣府認証 厚生労働大臣登録4300001号